

松江市中心市街地活性化基本計画に関するパブリックコメント（意見募集）実施要綱

（趣旨）

この要綱は、松江市中心市街地活性化基本計画に関するパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定める。

（対象）

この要綱におけるパブリックコメントの対象となる案件は次に掲げるものとする。

- ・ 松江市中心市街地活性化基本計画に関する事項について

（公表の方法）

下記について、本市のホームページに掲載し、並びに本庁及び各支所の行政資料コーナーにて閲覧に供する。

- ・ 松江市中心市街地活性化基本計画に係る資料

（意見の提出）

意見の提出（募集）期間及び提出方法は下記のとおりとする。

- ・ 当該案件に対する意見提出を求めるときは、意見の提出（募集）期間及び提出方法を併せて公表するものとする。
- ・ 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかによるものとする。
- ・ 意見の提出においては、提出者の氏名又は団体名（団体の場合にあっては代表者名も記載）、住所、電話番号及びメールアドレス（電子メールによる提出の場合）の記載を求めるものとする。
- ・ 意見の提出様式は任意とする。
- ・ 意見募集の対象者は限定しないものとする。

（意見等の公表）

提出された意見等の公表については、下記のとおり執り行うものとする。

- ・ 提出された意見の内容、意見に対する市の考え方について、本市ホームページ、本庁及び各支所の行政資料コーナーにて公表する。
- ・ 提出された意見とこれに対する市の考え方は、類似の意見をまとめる等、適宜、整理して公表する。
- ・ 意見提出者への直接の回答は行わない。